

改訂

風水雪ひょう害の 補償が変わります!

てん補方式の改正

旧方式	
全 損 (損害割合70%以上)	契約額×20%(限度額500万円)
半 損 (損害割合30%以上)	契約額×10%(限度額250万円)
一部損(100万円以上)	契約額× 4%(限度額100万円)
// (50万円以上100万円未満)	契約額× 2%(限度額 50万円)
// (20万円以上 50万円未満)	契約額× 1%(限度額 25万円)
損害額20万円未満の床上浸水	契約額× 1%

支払対象の最低損害額

旧方式
20万円

新方式

損害額 × 30% × $\frac{\text{契約額}}{\text{評価額}}$

新方式

10万円

- ◆2019年2月1日以降開始する契約について、適用になります。
- ◆同一物件に複数の契約がある方は、2月1日以降開始する契約が1本でもあれば、全契約が適用になります。

さらに、上乗せになる風水雪特約がスタートします!!!

NEW
2019.02.01~

風水雪特約

申込み
受付中

いざという時に損害の全額補償も可能な
特約ができました!!

気象災害による不安から、
皆さまの暮らしをお守りします。



- 風水雪ひょう害による損害に対して、基本契約と併せて損害額の最大100%の補償が得られる特約ができました。
- ただし、物件(建物、家具什器備品、独立付属設備、機械設備及び車両)の評価額まで、ご契約いただくことが必要です。
- 特約の掛金は、現行の基本契約と同額です。

補償内容

風災



例) 台風で屋根が壊れ建物や家財が損害を受けた。

水災



例) 台風や豪雨による洪水や土砂崩れにより浸水し、建物や家財が損害を受けた。

雪災



例) 大雪により屋根がつぶされてしまった。

ひょう災



例) ひょうにより、店舗テントに穴があいてしまった。

※損害額が10万円以上の場合に共済金支払対象となります。(損害額には、廃材処分費等は含まれません。)

最大100%までの補償が可能

基本契約 **30%**

風水雪特約 **70%**



共済金お支払基準

基本契約でのお支払い

$$\text{損害額} \times 30\% \times \frac{\text{共済の対象の契約額}}{\text{共済の対象の評価額}}$$

風水雪特約でのお支払い

所有物評価額まで特約を付帯すると、損害額全額を補償する事が可能となります。

$$\text{損害額} \times 70\% \times \frac{\text{風水雪特約の契約額}}{\text{共済の対象の評価額}}$$

具体的なお支払い例

契約内容(評価額)

＜風水雪特約＞	建物	3,000万円
	家具什器備品	1,500万円
＜基本契約＞	建物	3,000万円
	家具什器備品	1,500万円



建物
2階建 200㎡
鉄骨造 一般物件
評価額 3,000万円

家具什器備品
世帯主50歳以上
家族4人
評価額 1,500万円

事故内容

建物 台風で屋根が壊れ、天井から水漏れによる内壁の損害
家具什器備品 タンス、家庭用エアコンの損害

損害見積額

建物	屋根・天井・内壁	300万円
家具什器備品	タンス・家庭用エアコン	100万円
合計		400万円

お支払い

評価額に見合った契約をした場合

＜風水雪特約＞	
建物	$300万円 \times 70\% \times \frac{3,000万円}{3,000万円} = 210万円$
家具什器備品	$100万円 \times 70\% \times \frac{1,500万円}{1,500万円} = 70万円$
＜基本契約＞	
建物	$300万円 \times 30\% \times \frac{3,000万円}{3,000万円} = 90万円$
家具什器備品	$100万円 \times 30\% \times \frac{1,500万円}{1,500万円} = 30万円$

評価額に見合った契約
合計 400万円
特約付帯で100%のお支払い!



評価額の半分だけ契約をした場合

	$300万円 \times 70\% \times \frac{1,500万円}{3,000万円} = 105万円$
	$100万円 \times 70\% \times \frac{750万円}{1,500万円} = 35万円$
	$300万円 \times 30\% \times \frac{1,500万円}{3,000万円} = 45万円$
	$100万円 \times 30\% \times \frac{750万円}{1,500万円} = 15万円$

評価額に見合っていない契約

合計 200万円



共済の対象となるもの及び共済金の上限

普通火災共済基本契約額と同額まで付帯できます。

建物

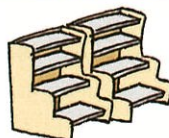
住宅・店舗・店舗兼住宅・精米工場・倉庫等



上限 6,000万円

家具什器備品

家財・什器備品



上限 2,200万円

独立付属設備

看板・電飾・タンク等



上限 2,500万円

機械設備

店舗・店舗兼住宅・精米工場内の機械設備



上限 1,000万円

車両

自動車・フォークリフト・原動機付自転車



上限 200万円



共済掛金について…契約額が10万円(1口)あたりの年間共済掛金単価です。

対象物件	構造名		住宅物件	一般・倉庫物件	特殊物件
建物	A	鉄筋コンクリート	45円	45円	470円
独立付属設備	B	鉄骨造	45円	130円	
家具什器備品	C	木造モルタル	90円	140円	
機械設備	D	木造	160円	210円	
車両	210円				

※普通火災共済基本契約と同額となります。

建物の再取得価額(評価額)…次の単価額(m²あたり)でご契約ください。

構造名		住宅物件(専用住居)	一般物件(店舗・店舗兼住宅等)	倉庫物件
A	鉄筋コンクリート	19万円	19万円	13万円
B	鉄骨造		15万円	11万円
C	木造モルタル	14万円	14万円	10万円
D	木造			

家具什器備品の評価額…家財は次の額を目安としてご契約ください。

世帯主年齢	家族構成				
	単身	2人	3人	4人	5人
25歳前後	300万円	500万円	600万円	700万円	800万円
30歳代	500万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円	1,300万円
40歳代	600万円	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円
50歳以上	600万円	1,400万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円

※世帯主の年齢と家族構成を参考にご契約ください。

共済期間について

普通火災共済基本契約と同じ1年間です。
途中で付帯する場合は、日割計算となります。



- 注1) 1回の風水雪ひょう害による(72時間以内に2回以上は1回とする)
全体の特約共済金総額は2億8千万円を上限とし、これを超える場合は按分します。
注2) 他の共済又は保険にご契約の場合、共済金が按分される事があります。

お問い合わせ先

取扱窓口



全国米穀販売事業共済協同組合 共済部

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
TEL.03-4334-2140 FAX.03-4334-2147



0120-229-579 フリーダイヤルの受付時間
月～金(除、祝日)AM10:00～12:00・PM1:00～4:00